

公益財団法人愛知県消防協会会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県消防協会定款（以下「定款」という。）第47条第3項の規定に基づき、公益財団法人愛知県消防協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費に関して必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 協会の趣旨に賛同する、愛知県内の市町村、消防事務を所管する一部事務組合及び広域連合を正会員とする。

(特別会員)

第3条 前条に規定する以外の団体又は個人で、協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者は、理事会の承認を得て特別会員となることができる。

(名誉会員)

第4条 前2条に規定する以外の団体又は個人で、協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする学識経験者及び協会のため功績顕著な者は、理事会の承認を得て名誉会員となることができる。

(賛助会員)

第5条 前3条に規定する以外の団体又は個人で、協会の目的に賛同し、その事業に協力するため金品を寄与した者は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(委嘱状の交付)

第6条 会長は、新たに第3条、第4条及び第5条の会員となった者に対して委嘱状を交付する。

(会費の徴収)

第7条 会費の徴収は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費については、別に定める分担額により毎年5月末までに納入するものとする。
- (2) 特別会員、名誉会員及び賛助会員の会費は、徴収しない。

(除 名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 定款又はその他の規則に違反したとき。
- (3) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の公益目的に違背したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第9条 会員は退会通知を協会に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。
- 3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、速やかに納入しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。